

16 市営住宅修繕負担区分一覧表

市負担となっている修繕についても、入居者の責任により発生したものは、入居者の負担となります。

市営住宅修繕区分表

建築関係

	名 称	負担区分		備 考
		市	入居者	
1	天井補修(下地含む) 塗装・クロス	○	○	・経年劣化による汚れ・傷等は入居者負担 ・漏水等によるカビ・汚れは市負担
2	内壁補修(下地含む) 塗装・クロス	○	○	・経年劣化による汚れ・傷等は入居者負担 ・漏水等によるカビ・汚れは市負担
3	外壁補修 塗装	○ ○		
4	床 補修	○		
5	畳 床 表 べり	○	○ ○	
6	階段	○		
7	台所 ア 流し台交換 補修 イ 吊戸棚交換 補修 ウ 水切棚交換 補修	○ ○ ○ ○ ○		
8	換気レジスター	○		
9	襖、障子		○	

	名 称	負担区分		備 考
		市	入居者	
10	玄関扉 ア 扉本体 イ ドアアーム又はドアチェック ウ 防犯メガネ、安全鎖 エ 鍵 オ 郵便受、新聞受箱 カ 蝶番 キ 戸当たり ク ドア枠	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○	
11	木製窓・木製扉 ア 本体 イ 締りハンドル、金具 ウ ガラス、パテ エ ねじ締り オ 引手 カ レール キ 戸車 ク 網戸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○	
12	アルミサッシ ア 本体 イ 小窓締り ウ ガラス、ビート エ 引き手 オ クレセント カ 戸車 キ レール ク 網戸	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
13	浴室扉等 ア 本体修繕 イ ドアパネル ウ ガラス、ビート エ 引き手 オ クレセント カ 戸車 キ レール ク ドアノブ、鍵	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	

	名 称	負担区分		備 考
		市	入居者	
14	屋根	○		
15	雨樋	○		
16	ベランダ	○		
17	集合郵便受	○		

電気設備

	名 称	負担区分		備 考
		市	入居者	
1	配電盤、ブレーカー	○		
2	配線	○		
3	照明器具 ア 本体 イ カバー、電球	○	○	
4	スイッチ	○		
5	コンセント	○		
6	ブザー	○		
7	ケースウェイ	○		
8	テレビ共聴設備	○		

給排水設備

	名 称	負担区分		備 考
		市	入居者	
1	受水槽、高置水槽	○		
2	配水管	○		
3	水栓	○		
4	排水管 ア 詰まり イ 補修 ウ 清掃	○	○ ○	
5	陶器類(洗面所、トイレ等)		○	
6	トイレタンク ア 本体 イ 付属部品 ウ 漏水調整	○ ○	○	
7	屋外排水管 ア 側溝、枡 イ U字溝 ウ 暗渠管	○ ○ ○] 清掃は入居者負担
8	くみ取り便所 ア ベンチレーター イ 臭突管 ウ 取付金物 エ 便槽、蓋	○ ○ ○	○	
9	浄化槽	○		

ガス設備

	名 称	負担区分		備 考
		市	入居者	
1	配管	○		
2	ガスコック	○		
3	付属品	○		

共同施設

	名 称	負担区分		備 考
		市	入居者 又は 自治会	
1	公園、遊具 ア 補修 イ 清掃	○	○	自治会
2	自転車置場 ア 補修 イ 清掃	○	○	自治会
3	フェンス	○		
4	樹木 緑地(草刈り等)		○	高木(概ね樹高5m以上)の剪定は市負担、 それ以外は自治会管理
5	ゴミ置場	○		
6	集会場	○	○	各修繕に準ずる
7	外灯 ア 電球交換		○	自治会(安定器、本体交換は市負担)

【注意】

負担区分により市負担となる場合でも、入居者(使用者)の責任となる故意・過失による場合の修繕は全て入居者の負担となります。